



違法な選挙は許さない。僕らは見ている。

これ、全部違法だよ。

候補者等の個人の氏名を記載したのぼり旗やポスターは、**以下の場合、掲示することができません。**

※候補者等ののぼり旗(ポスター)とは、公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者の、氏名又は氏名類推事項及びその後援団体の名称を表示した、政治活動のために使用されるのぼり旗(ポスター)のことです。



道路などに候補者等の、のぼり旗を掲示することは違法です。



住宅などの私有地に候補者等の、のぼり旗を掲示することは違法です。



街頭演説などの際に、候補者等の、のぼり旗を掲示することは違法です。



任期満了の日の6ヶ月前の日から当該選挙期日までの間、候補者等のポスターを掲示することは違法です。

上記事例の掲示をした者は、公職選挙法に基づき、

2年以下の拘禁刑又は**50万円以下の罰金**

となるおそれがあります。

違法な選挙は許さない。僕らは見ている。これ、全部違法だよ。

政治活動において候補者等の氏名を記載した文書図画の掲示には、規制があります。



政治活動において、候補者等の氏名を記載した文書図画の掲示が認められる場合があります。



政治活動用事務所において、数量及び規格等の要件を満たす場合は、掲示が認められています。

※1



演説会場において、演説会の開催中に限り、掲示が認められています。

※2

政党その他の政治団体（後援団体を除く）の政治活動における下記の文書図画の掲示は、認められる場合があります。



井士が複数掲載される等、政党等の政治活動と認められるポスターの場合。

※3 ※4



井士が複数掲載される等、政党等の政治活動と認められるのぼり旗の場合。

※3 ※4

※1 選挙運動期間中に新たに掲示することはできません。※2 選挙運動期間中の政治活動としての掲示はできません。※3 選挙運動期間中に掲示することはできません。※4 ただし、同一選挙で同一選挙区の候補者等を除く

選挙運動期間中は、候補者の氏名を記載した文書図画の掲示が認められる場合があります。

公営のポスター掲示場における、候補者の氏名等を記載したポスターの掲示は認められています。



公営ポスター掲示場

選挙運動用自動車に取り付けて掲示する、候補者の氏名等を記載したポスターは認められています。



選挙運動用自動車に取り付けて掲示する、候補者の氏名等を記載したのぼり旗は認められています。



選挙運動で認められる文書図画の掲示事例について

ルールを守って綺麗な選挙を



沖縄県選挙管理委員会

※その他、選挙事務所や個人演説会場での掲示等、掲示が認められる場合があります。